

管理組合ホームページ「ハイムのひろば」管理・運営の指針

2018年(平成30年)4月1日制定

2018(平成30年)11月3日改訂

新多摩川ハイム管理組合

1. 趣旨・目的

(1)(趣旨) この指針は、管理組合が、管理組合のホームページ、「ハイムのひろば」を適切且つ円滑に管理運営するために必要な事項を定めるものとする。

(2)(目的) 「ハイムのひろば」は、管理組合の広報活動の一環として、組合員への情報提供、ならびに組合員間の情報交換の手段として構築するものとし、これにより組合員の管理組合への理解の向上ならびに組合員間のコミュニケーション、親睦に資することを目的とする。

2. 所 管

(1) 「ハイムのひろば」は、管理組合理事会(以下理事会と言う。)がその責任において管理する。

(2) 理事会は、「ハイムのひろば」を運営するための組織として、住民から公募したメンバーによって構成される「ハイムのひろばをつくる会」(以下「つくる会」と言う。)を設け、「ハイムのひろば」の運営実務を委託する。

(3) 「つくる会」は「ハイムのひろば」の目的を理解した上で、掲載する記事の作成・編集・更新の実務を行う。

(4) 広報担当理事2名および副理事長の1名もしくは他の理事1名は「つくる会」メンバーを兼任し、理事会と「つくる会」の連絡調整を行うとともに、「ハイムのひろば」の運営実務を行う。

(5) 広報担当理事は例月の理事会で「ハイムのひろば」の掲載の状況について必要に応じ報告を行う。

- (6) 理事会メンバーは、「ハイムのひろば」の趣旨・目的を理解し、その内容の充実のために協力する。

3. 公開・掲載基準

- (1) 原則として掲載する情報は公開とし、組合員のみならず地域住人などを含む一般の閲覧者の「ハイムのひろば」へのアクセスは基本的に制限を設けないオープンなものとする。但し、内容によっては、アクセスに制限をつけることができる。
- (2) 「ハイムのひろば」に掲載する事項は、次の各号の掲載基準に沿ったものとする。
- ① 法令及び管理組合の規約並びに公序良俗に反しないこと。
 - ② 管理組合の名誉並びに品位を汚さないこと。
 - ③ 個人及び他の組織を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするものでないこと。
 - ④ 虚偽のものではないこと。
 - ⑤ 他の知的財産権を侵害するものではないこと。
- (3) 広報担当理事は、「ハイムのひろば」の内容が前項(2)の掲載基準に抵触すると判断した場合は、掲載を中止するか、すでに掲載されている際は、当該箇所を直ちに削除することができる。これらの判断の結果に基づく処置については、広報担当理事が定期の理事会にて報告し、承認を得るものとする。

4. 個人情報利用目的

「ハイムのひろば」の各サービスの利用に関し、書面や「ハイムのひろば」を通じて取得した個人情報は、サービス提供を行う目的の範囲内でのみ利用するものとし、広報担当理事はこの点の周知徹底を図り、「つくる会」もこれを順守する。

5. ホームページの転載

「ハイムのひろば」のリンク(第三者が「ハイムのひろば」をリンクに貼る行為)は原則として自由とする。ただし、「ハイムのひろば」の内容の無断転載は禁ずることを明示する。

6. 権利の帰属

「ハイムのひろば」のコンテンツに関する権利(知的財産権)は管理組合に帰属する。

7. 接続管理

「ハイムのひろば」のデータを置くサーバーは専門業者からレンタルを受けるものとする。その契約にあたっては、理事会の承認を得るものとし、契約に係わる事務は広報担当理事がその責任を担う。

8. 免責事項

利用者が「ハイムのひろば」の情報を用いて行ったことによって生じた損害について、管理組合は一切の責任を負わないものとする。

9. その他

この指針に定めるもののほか、日常での「ハイムのひろば」の運営、事務のために必要な事項については広報担当理事が決し、必要に応じ理事会に報告し、承認を得るものとする。

附則

この指針は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。